

江南市公共下水道施設損傷負担金の徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第18条の規定に基づく損傷負担金の算定、徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(損傷事実の調査)

第2条 公共下水道施設が損傷又は機能的障害（以下「損傷」という。）を受けた事実を知ったときは、損傷の状況、損傷の原因、損傷の原因である行為をした者（以下「原因者」という。）、補修等の工事（以下「補修工事」という。）の必要の有無等を調査し、損傷事実調査書（様式第1）を作成するものとする。

(原因者の立会い等)

第3条 前条の調査により原因者が判明したときは、原因者に立会い等を求めて、損傷の状況、原因等を確認し、損傷事実確認書（様式第2）を作成するものとする。

2 原因者は、前項に規定する立会い等により損傷の原因である行為をしたことを認めるときは、損傷事実確認書（様式第2）により、損傷の状況について確認しなければならない。

3 原因者が第1項に規定する立会い等に応じなかったとき、又は前項に規定する損傷の原因である行為をしたことを認めなかったときは、損傷の状況、原因等を損傷事実通知書（様式第3）により、原因者に通知するものとする。

(損傷負担金の負担)

第4条 前2条に規定する調査、確認の結果、原因者が損傷の原因である行為をした者であることが確定し、補修工事が必要と認められる場合は、当該原因者（以下「負担義務者」という。）に損傷負担金を負担させるものとする。

(損傷負担金の額)

第5条 損傷負担金の額は、次の各号に挙げるものの合計額とする。

(1) 当該補修工事に係る支給材料、請負費、委託費、路面復旧費等の工事費

(2) 当該補修工事の設計金額に別表の区分に従い算出した事務費。ただし、当該補修工事に変更が生じて増額となった場合は、変更後の設計金額に別表の区分に従い算出した事務費。

2 前項の規定にかかわらず、損傷の発生に関して、他の原因がある場合の損傷負担金の額は、同項の合計額に当該他の原因の占める割合を乗じて得た額を同項の合計額から控除した額とする。

(負担義務者間の負担割合)

第6条 損傷について2以上の負担義務者がある場合におけるそれぞれの負担義務者に負担させるべき損傷負担金の額は、損傷の原因となった行為の態様、期間等を基準とし、損傷の原因となったと認められる程度に応じて、前条の規定により算出した損傷負担金の額を配分して定める。

(損傷負担金の徴収等)

第7条 損傷負担金は、当該補修工事の概算金額に基づき施工前に徴収する。ただし、緊急施工等の必要により概算金額に基づき徴収することが困難な場合は、当該補修工事の完成後の精算金額に基づき徴収することができる。

2 損傷負担金は、当該補修工事の完成後の精算金額に基づきこれを確定する。

3 第1項の規定に基づき徴収した額と前項の規定に基づき確定した額との間に差額が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。

4 前3項の規定により徴収し、及び追徴し、又は還付する場合は、負担義務者に損傷負担金の決定額を損傷負担金決定通知書(様式第4)により、及び確定額を損傷負担金確定通知書(様式第5)により通知するものとする。

(負担義務者が施工する補修工事の承認等)

第8条 補修工事を緊急に施工する場合等で負担義務者が自ら補修工事を施工しようとするときは補修工事施工申請書(様式第6)を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請を承認したときは、補修工事施工承認書(様式第7)を交付するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた負担義務者が当該補修工事を完成したときは、第4条から前条までの規定にかかわらず、当該損傷負担金を負担させない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月3日から施行する。

別表

区 分	率
1,000万円以下の金額に対して	10.0%
1,000万円を超え5,000万円以下の金額に対して	7.4%
5,000万円を超える金額に対して	6.4%

様式第 1 (第 2 条関係)

損 傷 事 実 調 査 書				
調 査 担 当 者			調 査 日	年 月 日
発見又は通報 日時及び経緯		年 月 日 午前・午後 時		
損 傷 の 状 況	場 所			
	状 況			
	原 因			
施設の設置年度		年度		
原 因 者	住 所	電話 ()		
	氏名又は名称 (代表者名)			
	業 種			
	損 傷 行 為 の 内 容			
	除 外 施 設	有 無	設置年月日	年 月 日
補修工事の 必要の有無				
備 考		上記以外の参考事項は、適宜裏面に記入すること。		

様式第2 (第3条関係)

損 傷 事 実 確 認 書	
立 会 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時
損 傷 の 状 況	場 所
	状 況
	原 因
補修工事の範囲	
<p>上記のとおり相違ないことを確認します。 なお、この損傷に係る補修工事に要する費用は、当方が負担します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p>	

様式第3（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

江 南 市 長

印

損 傷 事 実 通 知 書

下記のとおり下水道等施設が損傷を受けたので通知します。
このことに異存がなければ、別紙損傷事実確認書を御返送願います。

記

場 所	
状 況	
原 因	
そ の 他	

様式第 4 (第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

江 南 市 長

印

損 傷 負 担 金 決 定 通 知 書

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 1 8 条の規定に基づき下記のとおり
損傷負担金を決定したので通知します。

記

- 1 損 傷 負 担 金 の 額 金 円
- 2 納 入 期 限 年 月 日
- 3 納 入 方 法 別添納入通知書による。
- 4 請 求 事 由
- 5 そ の 他

損傷負担金の額は、工事竣工後増額又は減額することがあります。

第 号
年 月 日

様

江 南 市 長 印

損 傷 負 担 金 確 定 通 知 書

さきに 年 月 日付 号をもって通知した損傷負担金を下記
のとおり確定したので通知します。

記

追徴又は還付損傷負担金

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定損傷負担金の額 | 金 | 円 |
| 2 | 既決定損傷負担金の額 | 金 | 円 |
| 3 | 追徴又は還付損傷負担金額 | 金 | 円 |

様式第 6 (第 8 条関係)

年 月 日	
江南市長 殿	
住所 氏名	
補 修 工 事 施 工 申 請 書	
さきに確認した下水道等施設の損傷につきましては、当方の負担において下記のとおり補修工事を施工したいので、承認くださるようお願いします。	
記	
補 修 場 所	
施工予定年月日	年 月 日
補 修 工 事 内 容	

様式第 7 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

江 南 市 長

印

補 修 工 事 施 工 承 認 書

さきに申請のあった補修工事の施工についてはこれを承認しますので、工事の施工にあたっては市の指示に従ってください。

なお、この補修工事の施工を履行しない場合は、市において工事を施工し、これに要した費用は下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 18 条の規定により申請者が負担することになります。